

## 第 2 回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

### 開催結果の概要

## 第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

### 議 事 概 要

- 1 日 時 平成18年9月19日（火） 午前9時30分～午前11時30分
- 2 場 所 平安会館 白河の間
- 3 出席者 座 長 金田章裕  
委 員 石田隆一、川崎雅史、芝池義一、関根英爾、田中真澄  
戸田圭一、新川達郎  
京 都 府 26名（森田悦三土木建築部長、中居隆章京都土木事務所長  
小泉和秀治水総括室長ほか）  
京 都 市 7名（奥村治男建設局水と緑環境部長ほか）  
一般傍聴 19名  
報道機関 2社

#### 4 内 容

##### （1）部長あいさつ

- ・本日は、第2回京都府鴨川条例の検討委員会にご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。多くの一般の方々にも傍聴においでいただいております。お礼を申し上げます。
- ・さて、6月の第1回の検討委員会で、条例の必要性や基本的方向性につきましてご議論をいただきました。本日は、第1回の検討委員会の議論や一般の方々から募集した意見などを事務局でまとめたものを素案として提案させていただきます。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願いしたいと思います。
- ・本日は委員会の最後に、一般の皆様方からも意見を聴取させていただきたいと思しますので、併せて活発なご発言をお願いをしたいと思います。

##### （2）事務局説明

- ・別添資料により、第1回委員会の開催結果概要、京都府鴨川条例（仮称）素案について説明

### ( 3 ) 意見交換

各委員が京都府鴨川条例（仮称）素案について発言

### ( 4 ) 座長とりまとめ

- ・鴨川条例（仮称）については、今後検討委員会を開き、次回には府民の意見交換を軸にした形のものも準備されていると思う。そうした形で色々な意見をいただきながら、より良いものを作ることができたらと考える。

### ( 5 ) 主な意見

#### ■前文、総則、基本理念

##### 【川崎委員】

- ・説明資料の中で、一般傍聴者のご意見を数多くいただき、整理されたということであるが、鴨川流域懇談会の資料の中でも数多くのご意見があり参考になると思う。その様な市民の方々の意見をどういう形で反映するかということをもまず思った。
- ・前文の鴨川の歴史や進むべき方向で、鴨川は淀川水系の中の上流系であり、環境保全、水質保全など下流系に対して責務を負っており、大きな意味での流域の中での位置づけがある。
- ・前文の中で、鴨川の固有性、アイデンティティーの一つは町である。鴨川は都市と密接に関わっており、例えば祇園、先斗町など特徴的なところ、鴨川の支川である明神川、上賀茂神社周辺の水系など、河川を一つの社会基盤として都市形成の中での位置づけが大きかったと思う。鴨川と密接に関わってきた水辺の中の都市のあり方という視点を入れてはどうか。

##### 【田中委員】

- ・現在の鴨川の問題点として、上流域において土砂堆積、廃棄物などによる河川の影響が非常に心配され、現にダイオキシンも基準以上のものが出ており、そういった問題点も今日的課題として記述していただきたい。

##### 【石田委員】

- ・全体的なこととして、バーベキュー、落書きの話まではっきり謳っている一方、ホームレス対策は抜けている。もう1つは、中州除去のあり方。危ないということを何人かの専門家から聞いている。取り上げない理由が何かあったのか。

#### 【金田座長】

- ・河川を上流域と下流域に分けて、上流域は環境を保全することに重点を置き、下流域は利用のあり方に重点を置く考え方になっているが、これで良いかどうか確認をさせていただきたい。基本理念で鴨川の高橋と高野川の三宅橋を区切りとして、下流側は都市公園に準じた利用のあり方を基本とし、色々な規定や方針が出てきており、基本的にこれで良いと思うが、ご意見をいただきたい。
- ・同時に鴨川の特異性を考えておかないといけないと思う。鴨川は平安時代から色々な管理がされており、例えば上流で猫をした獣を洗ってはいけないという規定があった。そういう管理をし、おそらく日本で最初に連続堤がつくられて、都市の中で川と市街地が共存するという形になってきた川だと思う。全く自然の概念をそのまま河川敷に対して適用する発想で議論がされる場合があるが、これは大変難しく、無理な話であり、基本的に鴨川の河川敷は、適切に管理された自然環境として維持していくという基本姿勢を取るべきと思う。この点についてご意見を承りたいと思う。

#### 【田中委員】

- ・鴨川の大きな特色としては、地理的な特色があると思う。鴨川は北に高く南に低い形状であり、森林を中心とした自然環境の水が都市に流れていくという環境の中にある。自然の川が保全されている場所をどの様に保全するかということは、今、日本各地の河川のあり方として問われており、豊かな上流域の恵みの水をどういう具合に保全するかというのは、第一のテーマだと思う。
- ・川と人との関わりということになれば、都市の中の河川公園、川との関わり、親水など色々な形で、人間、社会生活の中における川との関わり方が重要になってくる。上流部における自然環境の大事さと、市街地における社会生活、人との営みの中での川の関わり方は、大きく分けていいのではないかと思う。

#### 【金田座長】

- ・鴨川は適切に管理された自然環境ということであれば、その見地から中州についても検討する必要がある。全く放っておくわけにはいかず、適切な管理をしないとイケないという考え方を基本的にとる必要があると思う。特に鴨川の場合、現在の形状は昭和10年の洪水の後に人工的に造られたものであり、完全な自然の、野放しの自然と同じように考えるというのは難しい。

#### 【新川委員】

- ・市民の安心・安全や親水性の観点と、自然をどう守っていくのか、その両方の要請を具体的に満たす方向をどう探すかというところにかかっていると思う。生態系を大事に考え、寂しい生態系ではなく、これまで培われてきた豊かな生態系をどう維持していくかという観点と、安全という観点をどの様に接点を見つけていくかということだろうと思う。中州は一旦できればその生態系ができ上がり、安全という観点からどの様にバランスを取るのかぎりぎりの接点が求められる。それは、市民も不便を、自然も多少の改変を負わなければならないという関係で考えていくべきと思う。上流域、中流域に関わりなく基本原則は一緒であると思う。ただし、それぞれの利用形態が違い、バランスの取り方が違うと理解している。

#### 【石田委員】

- ・安全としての中州除去の問題、景観としてのホームレス対策をなぜ落したのかを聞きたい。各論に入る前に基本理念だけはっきりさせていただきたい。

#### 【事務局】

- ・ホームレスについては、素案では鴨川府民会議の中で取り上げる事項として例示的に記載をしている。河川管理者の立場からいえば、河川法に抵触する独占的な土地の使用であるが、根本的な解決を図る場合には、京都市の福祉施策との連携が必要になる。条例においては、今後京都市との連携も踏まえて進めるべきという認識に立ち、府民会議での検討事項という整理をしている。
- ・中州については、自然環境を保護するという立場、治水を優先する立場の両論があり、どこで接点を見出すかという問題であるため、直ちに条例に書き込むよりも、広く府民の方々の意見をいただき合意を形成する中で一定の方向性を見出し、河川管理者として

適切に対応するというスキームが大事だと考える。

#### 【新川委員】

- ・鴨川は大阪湾、瀬戸内海の環境にまで関わっており、下流域との関係でもっと広域的な視点で考えていく必要がある。大阪、京都という下流域が鴨川の水源涵養の保全を支援するという鴨川の流域を越えた視点が必要なのではないか。
- ・京都市との関係を府民会議の場だと整理しているが、前文、総則で、京都市との関わり方、府の側のスタンスを明確に出せないか。法的には難しいが、そういう宣言ができれば、それはそれとして価値があると感じる。

### ■安心・安全の確保、良好な環境の保全

#### 【戸田委員】

- ・治水対策についてであるが、鴨川は決して安全な川ではなく、最近大きな水害がないだけで川としての危険性は高い。総合的な治水対策の推進が前文にあり、雨水流出抑制施設が具体的に書かれているが、これは全体の中の1つの施策にすぎず、実際には下水道の問題などがあり、流出抑制施設だけが出るのは少し唐突な感じがする。
- ・同時に、ハードな施設の整備も厳しい。ソフトな話も併せて対策を講じる必要があることを踏まえて、ソフトとハードを合わせた形での施策の展開、流出抑制に加えて下水道の整備などを入れて、もう少し広い表現に変えればよいと思う。

#### 【芝池委員】

- ・治水は主に河川法レベルで行われているという認識か。

#### 【事務局】

- ・基本的にはそういう思いがあった。但し、全体の治水対策、防災対策について、条例の中で京都府の施策の方向性として概括的に記載することは可能と考えており、検討を進めたい。

#### 【関根委員】

- ・全体として、治水と文化の面について打ち出し方が弱い印象を持っている。

- ・治水については、総合的治水と書かれているので全て足りていることになるが、暴れ川であることは間違いなく、疎通能力を高めるには、具体的には川幅を広げたり深くすることが考えられるが、現実問題として不可能であり、やってはならないことでもある。仮に中流域であっても、京都府や府民の鴨川への思い入れは強く、これまで多額の投資がされ、整備されてきた経緯がある。その中で生まれた人工的な自然であっても、改変してはならないと考える。そういう意味において河川改修は事実上難しい。
- ・例えば大規模な地下の貯水場を植物園の下に造り、下流に流れるのを一時的に食いとめる大規模な施設も考える必要があるのではないか。もちろん自然、生態系を守ることを前提にして考えていく必要もある。治水の方向性について打ち出してもいいと思う。

#### 【戸田委員】

- ・今の鴨川は、洪水に対して十分な能力はない。ただ、川の掘削や拡幅は現実的に大変厳しく、環境や河川の利用という面からは簡単には行かない。だからといって手を拱いていいという意味では決してなく、お金や時間がかかるが、鴨川の治水安全度を向上させるにはどのような考え方があるかを整理し、様々な案を出し考えていく必要がある。
- ・同時に、鴨川を考えるときは、現状の危険性を認識し、減災の観点から少しでも災害を防ぐよう努力するという面も入ってくる。様々な施策の検討も大事であるが、ソフト対策の話もハード対策と同等に考えていく必要があると思う。

#### 【小泉治水総括室長】

- ・河川法で河川整備計画を策定することとなっており、どのような雨が降り、何トンの水が出る、そのために川幅を広げる、川底を掘り下げる、遊水池を造る等を具体的に策定するという手続になっている。
- ・条例に盛り込むとすれば、ハードによる治水対策には限界があり、そのためには減災という意識を持って取り組まなければならないという広い観点、表現で条例に盛り込むことが可能かと考える。

#### 【川崎委員】

- ・中州の問題は治水対策の中に入れないのか。河川整備計画の中で進められる治水の問題と、環境の問題との中で、府民の色々な意見が重なって着地点を見出すものであり、こ

の中に入ってくるのではないか。

【小泉治水総括室長】

- ・中州の問題は治水対策の一環であり、また環境保全の一環でもあり両面を持った課題であると考えている。現状は、昭和10年の改修の断面を基本とし、1割程度の阻害が確認できれば、自然環境に配慮し、時期、場所、期間を考慮し除去しているのが現状である。中州の問題については両面の意味を持っており、この様な視点は治水にも入れるべきと考え、表現について検討していきたい。

【田中委員】

- ・中州で盛り上がっているところは、河床が上昇しているといった現象はないのかお聞きしたい。

【小泉治水総括室長】

- ・鴨川は何百mに1カ所、落差工と呼んでいる段差があり、段差ごとの土の出入りは、見た目には中州に草が生えて、溜まっているように感じるが、場所によっては深く掘れている箇所もあり、土が流出していくのと、溜まっている分とは、バランスが合っている状況にある。見た目だけの問題で見ると、溜まっているように感じられるのはもっともだと思う。

【田中委員】

- ・一般市民からはその様に見られることが多いので、流下能力には影響がないことを説明されるべきだと思う。
- ・最近特に中小河川の氾濫が取りざたされているが、雨が降っても浸透しないという、土地利用の問題が将来深刻な問題になってくると思う。堤防を高くし、遊水池を造っても、開発され、コンクリート化されれば、降った雨による川の相当な増水は免れない。土地利用、都市計画、都市開発のどの辺でどの様にするかは難しい問題だが、大事な問題点になっている。これを条例の中でどうするかは非常に難しいと思うが、現に鴨川の流域も開発されてきており、温暖化による気象変化も考えれば、降った雨が鴨川に集中して洪水ピークが瞬時に早くなり、現実として非常に大事な問題だと思う。

#### 【芝池委員】

- ・鴨川を良くするために条例ができるのは好ましいことだが、法律家の立場からはこの条例をひやひやししながら見ている。京都府内には他にたくさん川があるが、なぜ鴨川だけ条例をつくるのかという問題がある。むろん、鴨川は特別の価値を持っているからだという答えになり、その価値を守るための条例ということで、鴨川の環境を守る、水質を守るあたりに重点がいくのではないか。防災は全ての川について問題になり得ることであり、河川法、それで足りなければ一般的な河川条例によって対応すべきであると思う。
- ・条例づくりというのは色々問題があり、例えば土砂の流入の防止については、多分これは産廃処理場がらみと思うが、廃物処理の方で既に条例によって規制が設けられており、それとの調整が必要になってくる。
- ・もう1つ例を挙げると、鴨川四季の日があるが、なぜ鴨川だけかという問題はあり得る。京都府のシンボルは他にもある可能性もあり、また何とかの日というのをつくるという話になる。
- ・条例をつくる場合は、他の条例との調整、役割分担の問題を考える必要があると思う。

#### 【金田座長】

- ・上流について、事前届出制度を創設し、環境保全を進めようという方針が良好な環境の保全のところに入っているが、基本的に問題ないか。

#### 【事務局】

- ・河川法の河川保全区域は、河岸や河川施設を守る目的で設定されるものである。今回は、自然環境、河川の環境を守る目的であり、基本的に目的が異なると考えている。

#### 【田中委員】

- ・鞍馬川合流点より下流は河川保全区域に指定されているのは従来どおりであり、条例案の環境保全区域については届出であるが、従来はこの様な行為についてはどの様なシステムを取っていたのか。

#### 【事務局】

- ・従来は法的な裏打ちがなく行政上の指導に留まっていた。河川保全区域になると、許可制により強い私権の制限がかかる。現場の実態から見て、河川への環境への影響を防ぐ観点から、行為を事前に把握する趣旨の届出制が適当と考えている。

【田中委員】

- ・届出の後に許可というプロセスになるのか。

【事務局】

- ・事務的な流れは、事前に届出があり、必要に応じて勧告を行う。勧告に従わない場合にペナルティとして公表、立入調査を行う。

【田中委員】

- ・届出はあくまでも書類上のことで、修正も含めて許可せざるを得ないということか。

【芝池委員】

- ・届出制というのは、許可制を取り難いから届出制を取っているわけである。届出の場合、書類が来れば形式が整っているものは受理するということになる。許可制の場合、無許可の場合は刑罰がかけられるが、届出の場合、無届けの場合は比較的弱い処罰しかない。届出の内容がおかしいと、勧告をし、公表をすることになっている。
- ・田中委員がおっしゃりたいのは、許可制にすべきということだと思うが、条例では許可制は採用しにくいというのが、社会通念である。法律でも許可制が減ってきており、例を大学の講義で上げるときになかなか出てこない。旅館業法、公衆浴場法など古い法律を出さざるを得ない。理屈としては許可制にしても構わないが、その場合はそれだけの世論のバックアップが必要である。

【新川委員】

- ・森林管理については、努力義務が強調されているが、民地が多いことから森林所有者の森林管理を促すインセンティブを出せるような、府として森林整備を誘導する方向づけができないか。
- ・先日の京都市の景観審議会でも、鴨川の河川敷、河川空間からの景観の危うさが議論に

なつたと聞いている。河川に面する工作物だけではなく、中景や遠景、つまり東山の稜線などを確保していく視点は景観の議論をするときに欠かせない。鴨川と面する建物、工作物だけだと狭い視点でしか議論できていないことになりかねない。そうすると、どのように景観の問題を考えるのか方向づけをしておかないといけないのではないか。府市協調をして、京都市はより望ましい景観をつくっていくという観点で条例の中に方向づけができないか検討いただきたい。

#### 【関根委員】

- ・良好な景観の形成については、京都市の景観審議会が論議が進んでいる。そこに委ねなくてはならないと同時に、京都府も積極的に管理する方向を示す必要があると思う。特に眺望景観。これは難しい問題があり法律的にどうなのかよくわからないが、京都府の権限の及ぶ範囲内の、隣接地の建物、工作物について、どこまで京都府が狭い意味での鴨川の景観を維持するために役割が担えるのかお聞きしたい。
- ・河川敷に色々な工作物がある。建物だけでなく、交通標識、道路標識、あるいは街灯など色々なものが立っているが、一つに集約できているものもあるし、隣接して同じようなものも立っている。色彩が違ふというようなこともある。デザイン、色を考える必要があるが、誘導する責務が京都府にあるのか京都市にあるのか判らないが、考えていただきたい。
- ・立派な年輪のある橋もあれば、非常に安直な橋もある。例えば鉄パイプを通したような欄干の橋も下流に結構ある。鴨川は京都の川だと言っているにもかかわらず、芸術性において行き届いていない印象を持っており、これを文章化できるのか検討の余地がある。
- ・この条例で納涼床のデザインを統一し審査基準を設けるとのことだが、デザインを統一する必要性が果たしてあるのか。それぞれ個性があった納涼床があってもいいのではないか。ただ、色については余りけばけばしい色、突飛な色というのは考える必要があると思うが、デザインはこだわる必要性はなく個性があってもいいと感じる。

#### 【小泉治水総括室長】

- ・河川管理者である京都府の権限が及ぶ範囲は、基本的に河川区域の中だけである。資料4の12頁では自ら河川工事をする場合は、当然に景観に配慮するということであり、河川区域で第三者が河川法の許可を受けて橋などの工作物を造る場合は、努力義務を課す

るという条文を盛り込んでいる。河川区域の外の京都市の景観、町づくりについては京都市の権限であり、河川管理者の立場から物を申すのは難しい。ただ、12頁の3に鴨川に隣接した所で例えばクーラーの室外機や物干し台を設置される方に景観に配慮してくださいと要請する、条例で盛り込めるのはここまでということで素案を提出している。

- ・鴨川の納涼床は、資料5の4頁で示しているように河川法の許可を受けて設置されている。写真の下は何十年も前にできた標準図であり、みそそぎ川や鴨川から何m離す、高さはこれぐらい、手摺の高さはこの程度と申請をされる方に指導しているが、残念ながらこの条件からはみ出しているものもある。
- ・色や材質も標準図に示しているが、逸脱したものがたくさんある。統一するということではないが、100年にも及ぶ鴨川の夏の風物詩として育てられてきた納涼床にそぐわないものが出ている背景から、標準化を考えている。ただ、標準化するにしても単一で同じものというのではなく、場所により、店により柔軟性を持たせるような方向で考えたい。具体的には、川崎先生を中心に鴨川の夏の風物詩を伝えていくという観点から検討していただいている状況である。

#### ■快適な利用の確保、府民協働の推進

##### 【金田座長】

- ・自動車は禁止、自転車は乗り入れはいいが、放置はいけない。都市公園に準じて火気を使用するバーベキュー等を禁止する、落書きとか論外なものは当然であるが、如何か。
- ・バーベキューはどうして楽しみを制限するのかという議論があるかもしれないが、市街地の中に隣接をしている都市公園に準じた扱いとなると、市街地と共生をするという観点から規制はやむを得ないという考えもある。
- ・鳥の餌やりが迷惑行為に入れてあるが、野生の鳥に餌を与えることに対するインパクトは大変ゆゆしきものがあり、自然の生態を保護するという観点からも、やめる形に持っていった方がいいと思うが如何か。特にユリカモメとか、本来鴨川にいなかったものが、餌やりが影響して定着し、トンビが餌やりの延長で住民に今までにないような行為に出てきている。しかしながら、生態系の破壊に人間の方から関与してはどうかしようもなく、お考えいただけたらと思う。

##### 【新川委員】

- ・鴨川自体の持っている自然生態系として、どういうものを想定し、何を守っていこうとしているのかが見えにくく判り難い。土砂の問題、森林の問題は出てきているが、一方、水質の問題、具体的な動植物層をどの様に想定するのかという観点が出てきにくい。
- ・鴨川として維持すべき水質や自然生態系を積極的に保全しておくことは、少し具体的な計画づくりや施策の方向づけをする形で条例の中にも入れ込めると考える。そういう点で、検討項目で残された迷惑行為、水質保全、外来生物対策、中州除去の考え方をもう少し積極的に取り込む方向もあると考える。

#### 【関根委員】

- ・鴨川が歴史的、文化的、歴史的産業など色々な大きな役割を果たし、また情報を発信してきたと言えるが、前文に比べ文化面で施策展開が弱いと思う。
- ・鴨川が歴史的に果たしてきた役割、今鴨川がどうなっているのか、将来どういう問題が鴨川に起きるのかを広く全国や世界の人から論文を集め、学術研究をしてもらうということも考えてもいいのではないかと。鴨川博物館を造り、研究機関としてそこを核にして全国、世界から自然科学、社会科学、人文科学、あらゆる分野で今の鴨川について論文を集める。それを審査し、問題点を出し、それを発信することにより鴨川の問題点を全国に発信していくことにもなる。「鴨川学」を確立し、鴨川の存在を世界に訴え、アピールすることも重要だと思う。
- ・府民活動の促進には、京都府は支援措置を講じるという程度に留まっているが、府民がもっと自律的、自主的に活動する部分があり、その辺も何か書き込めれば良いと考える。
- ・鴨川府民会議は京都市も含めた形になっているが、京都市との連携というのは極めて重要で、鴨川を考え対策を講じていく上では重要であり、きちっとした行政レベルの会議があってもいいのではないかと。府民会議は主に広く府民の参加を得た形での会議にして、その提言を踏まえて、京都府、京都市が対策を具体的に計画し、講じていくという位置づけであった方がよいと思う。

#### 【田中委員】

- ・「成長する条例」ということであるが、この成長する条例化については、府民会議が主体性を握っていくと理解してよるしいか。

#### 【小泉治水総括室長】

- ・ 条例制定の主体はあくまでも京都府であるが、条例を制定するに当たっては、鴨川府民会議で住民、府民の皆さんの意見を聞くことになっており、実質そこで議論されたことは盛り込んでいくことになると思う。

#### 【田中委員】

- ・ この条例制定に向けて一つ懸念しているのは、期限を区切ってしまって余り性急に進まないように、河川法の改正にも住民参加が謳われており、広い意味での住民参加の機会と時間をつくり、幅広い反映をしていただきたいというのが要望です。
- ・ 資料4の11頁で、環境保全区域の区域幅は、鞍馬合流点より下流の河川保全区域との連続性も考慮し、今後検討すると書いてあるが、どの様に理解したらよいのか。

#### 【小泉治水総括室長】

- ・ 河川保全区域は鞍馬川より下流であるが、河川法の趣旨は河川の管理施設、堤防を守ることが主である。具体的には、河川保全区域は河川区域から外側、民地側に、10間、18mが左右岸とも設定されている。今回の条例では、自然環境、生態系に配慮し、河川法では項目が落ちる部分を救うように条文をつくらうとしている。

#### 【芝池委員】

- ・ 鳥の餌やりについては、条例には将来も入れないで、条例の守備範囲から外して、市民のモラルの問題として扱う方がいいのではないかと。中州の問題も条例を作ってその執行の段階の話だと思う。これを条例の中に書き込むのは中々難しいと思う。
- ・ 資料4の12頁納涼床の審査基準については、12頁の3つの中では突出していて、狙い撃ち的な感じがあり、もう一度お考えいただいた方がいいのではないかと。河川の占用許可の審査基準を作ることは当然であり、景観の問題を入れたいのでここに入っていると思うが、これは名指しのような感じが気になるところである。これも条例の守備範囲という点にかかわる問題である。

#### 【金田座長】

- ・ これについては、実際に納涼床の経営者の方々の団体と密接な協議が行われており、意

向も反映するような形になっていると思う。今の指摘については検討をお願いします。

## ■傍聴者の意見

### 【傍聴者 1】

- ・北区上賀茂柵野に住んでおります。今の論議を聞いていると、条例ですし、どうしても今後のことが中心になると思うが、現在ある色々な問題点をどの様に対処するのかについての論議がほとんどないと感じる。例えば改善策はあるのでしょうか。

### 【金田座長】

- ・今の質問は、河川の利用や色々なことについての、現在の問題点を踏まえた方向性と理解していいと思うが、事務局の方、何か。

### 【小泉治水総括室長】

- ・第1回の委員会で、色々な観点から鴨川の現状と今日的課題を説明し、それに対して現行法令で対処し切れない部分について条例の中で対処していくと申し上げた。現行法で対処できるものについては、適切に対応しているというのが現状であり、条例の位置づけとはちょっと質問が異なるように思う。

### 【傍聴者 2】

- ・基本理念については色々意見も出され、積極的な点が折り込まれているように思う。どのように具体化し実効あるものにするのか、行政の実施手段、施策の裏づけや、議論にもあった必要な規制と誘導助成。森林の問題、規制については環境問題、特に上流の産廃施設にどう対応していくのか行政の姿勢を持っていただきたい。これは要望です。
- ・鴨川会議の常設に関連するが、景観の問題、流水の保全、環境保全の問題というのは非常に日々変化があり激動する。住民の考えを行政が積極的に取り入れていただき、そういう意見を聞く場を常時保証する形をとっていただきたいと思う。

### 【小泉治水総括室長】

- ・鴨川府民会議は条例で位置づけており、継続的に会議を開催する。

**【金田座長】**

- ・鴨川条例（仮称）については、今後検討委員会を開き、次回には府民の意見交換を軸にした形のものも準備されていると思う。そうした形で色々な意見をいただきながら、より良いものを作ることができたらと考える。

**【田中委員】**

- ・本日議論された議事録を反映して条例案は少し修正されたり、加えられたりされるのか。

**【事務局】**

- ・修正する予定です。

（ 以 上 ）